

収入額の認定（収入基準超過がある旨の決定、収入基準超過がなくなつた旨の決定、収入が減少した旨の決定）に対する意見書

年 月 日

あて先：秋田県知事

住宅の名称 県営 住宅 棟 号

（年月日）付けで受けた収入額の認定（収入基準超過がある旨の決定、収入基準超過がなくなつた旨の決定、収入が減少した旨の決定）について、秋田県営住宅条例第 21 条第 3 項（第 36 条第 4 項、第 36 条第 7 項において準用する同条第 4 項）の規定により、次のとおり意見を申し述べます。

意見	
----	--

(注) 必要に応じ、意見の内容を明らかにした書類を添付してください。